

非自発的に離職された方への軽減措置をご存知ですか？

勤め先の都合(事業不振による人員整理・倒産等)を理由に離職された方について、保険料額及び高額療養費等の自己負担限度額が軽減される場合があります。

■ 対象となる方

離職した方で、雇用保険法に規定する特定受給資格者又は特定理由離職者であって受給資格がある(雇用保険受給資格者証等の離職理由の番号(数字2桁)が下記の表のいずれかである)方が対象となります。

※ 離職日時時点で65歳以上の方は対象となりません。

コード	離職理由(記載されている箇所は裏面を参照してください)
1 1	解雇(12, 50以外)
1 2	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
2 1	雇止め(雇用期間3年以上雇止め通知あり)
2 2	雇止め(雇用期間3年未満更新明示あり)
2 3	期間満了(雇用期間3年未満更新明示なし)
3 1	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
3 2	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
3 3	正当な理由のある自己都合退職(31, 32以外)
3 4	正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間12ヶ月未満)

■ 軽減措置の内容

1 国民健康保険料

離職日の翌日の属する月から翌年度3月分まで、該当する方の給与所得を30/100とみなして国民健康保険料を決定します。

2 国民健康保険でかかった医療費の自己負担限度額

離職日の翌日の属する月の翌月から翌々年度7月までの間、該当する方の給与所得を30/100とみなして国民健康保険の高額療養費等の自己負担限度額を決定します。

例) 離職した日が令和4年4月10日であるとき

→ 保険料は令和4年4月分から令和6年3月分まで、自己負担限度額については、令和4年5月分から令和6年7月分まで、給与所得を30/100として決定します。

※1 軽減措置を適用しても、国民健康保険料や自己負担限度額が変わらない場合もあります。


※2 小児医療証やひとり親福祉医療証の所得制限判定において使用する所得は軽減されません。

■ 手続きに必要なもの

軽減措置が適用されるためには、届出が必要です。次のものをご用意いただき、お住まいの区の区役所保険年金課保険係までお越しください。

1. 該当される方の雇用保険受給資格者証、もしくは雇用保険受給資格通知「全件版」(マイナンバーカードによる失業認定の手続きをされた場合)
※原本をお持ちください。離職票や退職証明書では受付できません。また、雇用保険受給資格者証等の交付対象については所管のハローワークにお問い合わせください。
2. 本人確認書類(マイナンバーカード、免許証、パスポートなど)

◆ 災害、その他の事情で保険料を納めることが困難なとき、保険料の減免を受けられる場合があります。◆
◆ 詳しくはお住まいの区の区役所保険年金課保険係にご相談ください。◆

「離職理由」( で囲んである箇所) をご確認ください。

雇用保険受給資格者証

1. 支給番号		2. 氏名			
3. 被保険者番号		4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日	7. 求職番号
8. 住所又は居所					
9. 支払方法(記号(口座)番号—金融機関名—支店名)					
10. 資格取得年月日		11. 離職年月日		12. 離職理由	
13. 60歳到達時賃金日額		14. 離職時賃金日額		15. 給付制限	
16. 求職申込年月日		17. 認定日		18. 受給期間満了年月日	
19. 基本手当日額		20. 所定給付日数		21. 通算被保険者期間	
22. 離職前事業所名					
23. 再就職手当支給歴		24. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村)			

以下省略

雇用保険受給資格通知

個人番号登録有無		住居所管轄安定所				
1. 支給番号		2. 氏名	3. 被保険者番号	4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日
7. 求職番号		雇用形態	8. 住所又は居所			
9. 支払方法(記号(口座)番号 - 金融機関名 - 支店名)						
10. 資格取得年月日		11. 離職年月日	12. 離職理由	13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額	15. 給付制限
16. 求職申込年月日		17. 認定日	18. 受給期間満了年月日	19. 基本手当日額	20. 所定給付日数	21. 通算被保険者期間
22. 離職前事業所名						
23. 再就職手当支給歴		24. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村)				

安定所連絡メッセージ1

安定所連絡メッセージ2

以下省略